

旭川医科大学教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門が管理運用する共同利用設備の使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門が管理運用する
共同利用設備の使用に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門が管理運用する共同利用設備の使用に関する規程（平成31年旭医大達第7号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第5条 前条の手続きで承認を受け、設備を使用する者又は設備を使用して行う測定・分析等を委託する者（以下「使用者」という）は、この規程を遵守するとともに、センター長の指示に従わなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 使用者は、この規程に定めるもののほか、旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年旭医大達第34号）及び旭川医科大学病原体等安全管理規程（平成27年旭医大達第11号）並びに人を対象とする<u>生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日</u>文部科学省，厚生労働省，<u>経済産業省</u>），手術等で摘出されたヒ</p>	<p>(略)</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第5条 前条の手続きで承認を受け、設備を使用する者又は設備を使用して行う測定・分析等を委託する者（以下「使用者」という）は、この規程を遵守するとともに、センター長の指示に従わなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 使用者は、この規程に定めるもののほか、旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年旭医大達第34号）及び旭川医科大学病原体等安全管理規程（平成27年旭医大達第11号）並びに人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（<u>平成26年12月22日</u>文部科学省，厚生労働省），<u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針</u></p>

ト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年12月16日，厚生科学審議会答申），臨床研究法（平成29年法律第16号），医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

8～11（略）

（略）

附 則

この規程は，令和3年9月24日から施行し，改正後の第5条第7項の規定は，令和3年6月30日から適用する。

【改正理由】

令和3年3月23日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が新たに制定されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（平成13年3月29日，文部科学省，厚生労働省，経済産業省），手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年12月16日，厚生科学審議会答申），臨床研究法（平成29年法律第16号），医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

8～11（略）

（略）